

甲第26号証

新型コロナウイルス感染症対策本部（第58回） 議事概要

1 日時

令和3年3月18日（木）17時32分～17時57分

2 場所

官邸2階大ホール

3 出席者

内閣総理大臣 菅 義偉
法務大臣 上川 陽子
厚生労働大臣 田村 憲久
国土交通大臣 赤羽 一嘉
環境大臣 小泉 進次郎
内閣官房長官 加藤 勝信
国家公安委員会委員長 小此木 八郎
内閣府特命担当大臣 河野 太郎
内閣府特命担当大臣 西村 康稔
内閣府特命担当大臣 平井 卓也
内閣府特命担当大臣 丸川 珠代
基本的対処方針等諮問委員会会長 尾身 茂
復興副大臣 横山 信一
内閣府副大臣 赤澤 亮正
内閣府副大臣 三ツ林 裕巳
総務副大臣 新谷 正義
外務副大臣 宇都 隆史
財務副大臣 中西 健治
文部科学副大臣 丹羽 秀樹
農林水産副大臣 宮内 秀樹
経済産業副大臣 江島 潔
防衛副大臣 中山 泰秀
内閣官房副長官 坂井 学
内閣官房副長官 杉田 和博
内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人
内閣官房副長官補 滝崎 成樹
内閣官房副長官補 高橋 憲一
内閣広報官 小野 日子
内閣情報官 瀧澤 裕昭

内閣審議官（国家安全保障局長代理） 藤井 敏彦
内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 大沢 博

4 議事概要

【厚生労働大臣】

新型コロナウイルスの感染状況について、昨日時点での全国の新規感染者数は1,522人、1週間の移動平均では1,175人となっています。

最近の感染状況等について、専門家からは、全国の新規感染者数は、1月中旬以降、減少が継続していたが、3月上旬以降、横ばいから微増。直近の1週間では10万人あたり約6人となっており、リバウンドを起こさず、改めて減少傾向としていくことが必要。首都圏では、新規感染者数は、ステージⅢの指標を下回っているが、他地域と比べて高い水準。医療提供体制は、自治体での入院等の調整について改善が続き、病床使用率もステージⅣの指標を継続的に下回るなど負荷の軽減が見られる。変異株の感染が継続している中で、感染を再拡大させないための取組が必要。今後流行するウイルスは変異株に置き換わっていく可能性もあり、更なる流行拡大につながるおそれ留意が必要、等の評価・分析を頂いています。

また、必要な対策として、感染のリバウンドの兆候を迅速に検知する方法を早急に構築し、対策につなげることで新規感染者数の増加を抑え、医療提供体制を維持し、ワクチンを安定して接種できる体制の確保が重要。変異株の影響がより大きくなってくることを踏まえ、変異株対策パッケージも踏まえ、水際措置の強化の継続や、サーベイランス体制の早急な強化等が必要、等の指摘を頂いております。

【尾身会長】

諮問委員会を代表して、本日の議論の結果を御報告いたします。

感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、3月21日をもって緊急事態措置を終了するという基本的対処方針の変更案及び緊急事態解除宣言案を諮問委員会として了承いたしました。

今回の緊急事態宣言では、「急所を突いた対策」によって新規報告数を短期間で減少させ、病床の負荷も確実に改善し、効果があったと言えます。しかし、首都圏を中心、感染減少は下げ止まりや微増が見られています。

早期にリバウンドを想定して「必要な対策」を準備することが重要です。

資料2の3ページを御覧ください。これから対策が成功するためには、高齢者のワクチン接種前にリバウンドを生じさせない対策の「迅速性」、サーキットブレーカー機能の構築など「これまでの延長線上にはない対策」の実施、そして、実行上の困難を乗り越える国及び自治体の「強い意志」が必要だと思います。

人々の理解と共感を得て、「医療・公衆衛生に支障をきたすリバウンド」を防止するために、この数か月は、“国や自治体が今まで以上に汗をかく局面”だと考えます。

政府におかれましては、迅速に、リバウンド防止策に取り組んでいただくようお願ひいたします。

【西村国務大臣】

資料3の新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了の公示案を御覧ください。

今ほど尾身会長から御紹介いただいたとおり、本日の基本的対処方針等諮問委員会に、緊急事態宣言を2週間延長していた首都圏につきまして、期限である21日をもって、緊急事態を終了することについて諮問し、了解を頂きました。

足下では新規陽性者の数が微増傾向にありますが、多くの事業者の皆様、国民の皆様の御協力を頂き、1月のピークからは約8割の減少の効果が見られており、また、延長期間の2週間において、支援策を活用した病床の確保などを進め、病床の使用率が安定的に下がっており、ステージⅢ相当ということが確実になっております。

これに加えて、PCR検査の能力は、昨年4月頃には1日当たり約5,000件であったものが、今は約17万件となっており、また、病床の確保も進むなど、感染を制御できる力が向上していることから、緊急事態措置を解除するものです。

この後、政府対策本部長である総理に、公示案に沿った緊急事態を終了する旨を発出していただきます。

また、基本的対処方針について、緊急事態措置の終了のほか、この後、御説明する「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」の内容である変異株対策、飲食店等のガイドラインの見直し・徹底、病床や宿泊療養の医療提供体制の整備等の記載を盛り込んでおります。

引き続き、「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」について、御説明いたします。

資料5-1を御覧ください。

上の枠の1行目、解除後もこれまでの経験を踏まえた取組が必要であり、国・自治体は監視、検査等の体制を着実に整え、国民の行動変容への理解と協力を得ていくとしております。上の枠の4つ目の○、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制することが必要であり、今後も小さな流行の波は発生すると考えられるが、大事なことは、それを大きな流行にしないことです。この観点から、解除後の総合的な対応策を整理しております。

「1. 飲食の感染対策」を御覧ください。飲食店等におけるガイドラインの見直し、徹底を進めるとともに、人口知能を活用したシミュレーションや新技術の導入による新たな感染防止策を促進していきます。また、クラスター対策を強化し、感染拡大の予兆が見られた場合には、特措法改正で創設したまん延防止等重点措置を機動的に活用することも含め、早期の封じ込めを図ってまいりたいと思います。

次に、「3. モニタリング検査など感染拡大防止策の強化」を御覧ください。行政検査・モニタリング検査・民間検査を組み合わせた戦略的検査を実施することとし、これまでになかった手法として、感染拡大の予兆を探知するため無症状者に焦点を当てたモニタリング検査を行っていきます。既に解除された7府県において実施しておりますが、1都3県でも今週中に開始することとしており、まずは1日当たり1万件程度の実施を想定しております。

こうした対応により、さらに制御する力、対応力を向上させ、今の感染レベルを拡

大させないよう取り組んでいくことが重要です。

この後、田村厚生労働大臣や河野国務大臣からも御説明がありますが、それらの対策とともに総合的な対策としてとりまとめ、国民の皆様の命と健康を守ることを第一に、自治体と協力して、感染防止対策を継続・徹底することで、感染拡大とならないよう全力を挙げてまいりたいと思います。

【厚生労働大臣】

「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」の厚生労働省関係部分について説明をいたします。

資料5－2の4ページを御覧ください。変異株の流入を防ぎ、国内での感染拡大を防止するため、水際措置、サーバランス体制、感染拡大防止策、普及啓発、研究開発の5つの観点から、取組を強化します。

特に、全国的な監視体制を強化する観点から、変異株スクリーニング検査での抽出割合を早期に40%程度まで引き上げます。あわせて、民間検査機関や大学等とも連携して、変異株の国内監視体制を強化いたします。

続きまして、6ページ目です。積極的疫学調査について、感染状況の改善に伴い改めて、推定のためのいわゆる「深掘積極的疫学調査」を含めた強化を図ります。

続いて、7ページ目です。高齢者施設については、本年2月より、緊急事態宣言が発出されていた10都府県において、高齢者施設の従事者等に対する検査の集中的実施計画に基づき取組を進めていますが、さらに、4月から6月にかけて、これらの都府県の歓楽街のある大都市はもとより、その他の自治体も地域の感染状況に応じ、新たな集中実施計画に基づく検査を実施します。

9ページ目です。最後に、医療提供体制の充実についてです。各自治体において、今回の感染拡大局面で認識された課題を点検・改善し、次の感染拡大時に確実に機能する医療提供体制に進化させ、「相談・受診・検査」、「療養先調整・移送」、「転退院・解除」という一連の患者対応が目詰まりなく行われ、病床と宿泊療養施設が最大限活用される流れを確保します。

このため、緊急事態宣言解除後においても引き続き病床・宿泊療養施設の確保に万全を期すとともに、感染者が短期間に急増する場合でも適切に対応できるよう、緊急的な患者対応を行う体制について検討し、早急に対応方針を定めるとともに、次の感染拡大に備え、地域において、一般医療と新型コロナ医療の両立について改めて協議し、病床・宿泊療養・自宅療養の役割分担の徹底や総合的な調整体制の整備により病床活用を効率化した上で、5月中までに病床・宿泊療養施設確保計画を見直すこととしております。

【河野国務大臣】

ワクチンの接種がスタートして約1か月がたちました。昨日17時の時点での接種実績は437,485回、1,505施設となっております。

6回接種が可能となる注射器への切替えにも取り組んでおりまして、医療従事者

は4月の接種から、高齢者についても、確保できた段階で、6回接種の注射器に切り替えてまいります。

5月10日の週には、医療従事者への必要なワクチンの全ての配送を完了し、高齢者については、4月12日から接種を開始し、6月末までに全ての高齢者にワクチンの2回接種ができるだけのワクチンの配送を完了できる体制を整えております。

個人のワクチン接種の状況を逐次把握する「ワクチン接種記録システム」につきましては、自治体や医師会の御協力を得ながらシステム開発が進んでおり、51,000台のタブレットを今月から全国の接種会場に順次配達いたします。4月12日の高齢者の優先接種に間に合う予定です。

新型コロナウイルス感染症への対応の中で、ワクチン接種に対する国民の関心は非常に高く、正確な情報を迅速にお伝えしていきたいと思っております。そのために、官邸の特設ホームページや官邸の専用ツイッターなどを通じて、最も早く、正確な情報を国民にお届けすることとしているところです。

来月から、高齢者への接種が始まり、過去に例のない規模でワクチン接種を実施していくことになります。おそらく、その期間中、災害を始め、様々な予期できない事象の発生が起こりうると思います。そのため、現場の創意工夫で柔軟に対応していくとともに、政府においても、臨機応変に対応していく必要がございます。政府一丸となって対応していくため、閣僚各位の御協力を引き続き、お願い申し上げます。

【内閣官房長官】

ほかに御発言等ござりますでしょうか。

【小此木国務大臣】

資料3に「緊急事態の終了」という言葉があります。「終了」という言葉と「解除」という言葉はほとんど意味が同じなのかもしれません、終了となると、私の感覚では気の緩みが進むような感じがいたします。今後の外への発信には、誤解のないように、「終了」という言葉を使わない方が良いのではないかと思います。

【西村国務大臣】

法令上、「終了」ということになっておりますので、御説明をさせていただきましたが、一般的には「解除」という言葉を使っております。

【内閣官房長官】

法令用語としての問題もあるでしょうけど、対外的なアナウンスに当たっては、誤解のない効果的な言葉を使っていくということをお願いしたいと思います。

それでは、「基本的対処方針の変更」及び「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

【西村国務大臣】

資料 6 を御覧ください。

まず、2ページ目、③「雇用支援・職業訓練の強化」、3ページ目、④「生活困窮者等への支援」、4ページ目、⑤「孤独・孤立、自殺対策等」にわたりまして、16日の関係閣僚会議において取りまとめました「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」の内容を盛り込んでおります。これらの対策につきましては、来週までに、5,000億円を超える予備費の追加を行うこととしております。

1ページ目にお戻りいただいて、①「事業主への迅速かつ円滑な支援」を御覧ください。まず、時短要請に応じた飲食店への協力金について、宣言が解除された地域で21時までの時短要請を行う場合、1日4万円、それ以外は1日2万円としつつ、地方公共団体の判断により、これらの額の平均の範囲内で、事業規模の区分に応じた支給も可能とする取り扱いとなります。また、イベント事業者に対するJ-LOLive補助金による最大2,500万円のキャンセル費用の支援につきまして、新たに全国ツアーの一部である地方公演等も対象にすること、それから、運用の改善として、これまでコロナの影響で中止・延期した公演等の数を上限としておりました支援回数の見直しを行うとともに、補助金の交付決定から交付前の間のつなぎ融資の仕組みを創設することとしております。

また、2ページ目の②「企業の資金繰り支援等」につきまして、16日の関係閣僚会議で総理から表明がありました、年度末に向けた資金繰り支援を中心とする金融面の対応策の早急な取りまとめについて記載をしております。

このほか、全体として、所要な修正を行っております。

このように、緊急事態宣言解除後におきましても、引き続き、感染症により厳しい影響を受ける皆様に対し、政府一体となって、重点的・効果的な支援策を迅速に実行し、事業と雇用、生活をしっかりと支えてまいります。

【内閣官房長官】

政府としては、緊急事態宣言解除後も、海外からの変異株を含めたコロナウイルスの流入を防いで国内での感染拡大を防止するとともに、国民の不安を予防的に取り除くとの観点も踏まえ、先般発表した防疫措置の強化を着実に実施していくこととしております。

資料 7 を御覧ください。

今回準備が整ったものとして、本日から、まずは、羽田空港及び成田空港第2ターミナルで、入国者に対する連絡手段を確実に確保するための各種アプリのインストールの確認等を開始いたします。それに併せ、国が設置する「入国者健康確認センター」による健康フォローアップや位置情報アプリ等を通じた自宅待機の確認の対象者を拡大いたします。また、明日から、検疫法に基づき検査証明不所持者の日本への

上陸を認めないことといたします。

引き続き、速やかな体制整備に更に取り組んでまいります。

また、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間一時停止することとしていたビジネストラック、レジデンストラック、全ての国・地域からの新規入国を認める枠組み及び全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置については、当分の間、引き続き一時停止とします。再開については、国内外の感染状況等を見極めつつ、検討することといたします。

また、「特段の事情」による入国については、緊急事態宣言中、「特に人道上配慮すべき事情がある者」や公益性のある者等、個別の事情を踏まえ、真に入国の必要があると認められる者以外は入国を認めない運用を行ってきたところです。今後、このうち、公益性の観点からの特段の事情による入国については、高い公益性があり、入国に緊急性があって、入国の目的が入国しなければ達成できないものである場合には、個別の事情を踏まえ、十分な防疫措置を講じることができることを前提に、入国を認めていくこととなります。入国者数は絞った形で運用していく方針です。

政府としては、今後とも、国内外の感染状況などを見極めつつ、必要な水際措置の在り方について不断の検討を続けてまいります。

【内閣総理大臣】

1月の緊急事態宣言の発出以降、飲食店の時間短縮を中心としてピンポイントで行った対策は大きな成果をあげ、1都3県の新規感染者数は8割以上減少しております。

病床のひっ迫が続いている千葉県などにおいても、病床使用率は50パーセントという解除の目安を下回って40パーセント以下になっております。

こうした状況を踏まえ、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県について、3月21日をもって、緊急事態宣言を解除することといたします。

しかしながら、感染者数には横ばい、あるいは微増の傾向が見られ、リバウンドも懸念されております。

宣言の解除に当たり、本日、感染の再拡大を防ぐため、5本の柱からなる総合的な対策を決定いたしました。

第1に、引き続き対策の中心となる飲食を通じた感染防止です。

第2に、変異株に関する監視体制の強化です。

第3に、感染拡大の予兆をつかむための戦略的な検査の実施です。

第4に、安全・迅速なワクチン接種です。

そして第5に、次の感染拡大に備えた医療体制の強化です。

これまで1年間対策に取り組んできた経験もいかし、国民の命と暮らしを守るため、本日の決定に基づき、政府一体となって、全力で取り組んでいただくようお願いいたします。

以上